



内閣府

令和5年2月10日
内閣府沖縄総合事務局

沖縄県離島地区タクシーの運賃改定手続き開始

令和4年12月14日に沖縄県離島地区の法人タクシー事業者より、乗務員の労働環境改善の取り組み、利用者サービスの向上、コロナ禍の影響や昨今の物価高騰による経営基盤の立て直しのため、さらに、時間距離併用制を導入し、より一層の乗務員の待遇改善を図るため一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定の申請があり、令和5年2月1日までの申請割合が7割以上になりました。

これに伴い、運賃改定の要否判定の審査を開始します。

1. 申請の状況

令和4年12月14日に最初の申請があり、令和5年2月1日時点において、22社から同趣旨の申請がありました。

【離島地区法人事業者全体車両数】 509台 (43事業者)

【これまでの申請台数及び申請割合】 403台 79.17%

2. 申請の内容

【初乗り】

普通車 470円 (1.167km) → 普通車 500円～600円 (0.83km～1.166km)

【加算】

普通車 60円 (336m) → 普通車 60～80円 (277m～379m)

《改定率（增收率）》

6.46%～33.40%

【時間距離併用制】

普通車 60～80円 (時速10キロ以下 1分35秒～2分10秒)

3. 運賃改定の手続き

【手続きの開始】

運賃改定手続きは運賃適用地区ごとに行い、受付期間中に申請があった法人事業者の車両数の合計が当該地区における法人事業者全体車両数の7割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに手続きを開始し、改定の要否を判定することとなります。



内閣府

なお、一定の基準を満たした事業者（標準能率事業者）の実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率がいずれも 100%を超える場合には、運賃改定を行う必要がないものと判定いたします。

【標準処理期間】

標準処理期間は手続き開始から6ヶ月以内となっています。

問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局

運輸部陸上交通課

業務係

担当者：新城、佐藤

TEL：098-866-1836

FAX：098-860-2369